浜田市金城高齢者生活福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月7日

浜田市長　三　浦　大　紀

浜田市規則第45号

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 218 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浜田市さんあいホーム条例施行規則

第 1 条中「浜田市金城高齢者生活福祉センター条例」を「浜田市さんあいホーム条例」に改める。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 3 条第 1 項中「第 11 条第 1 項又は条例第 13 条の規定により浜田市金城高齢者生活福祉センター」を「第 9 条第 1 項又は条例第 11 条の規定により浜田市さんあいホーム」に、「浜田市金城高齢者生活福祉センター利用許可兼利用料減免申請書」を「浜田市さんあいホーム利用許可兼利用料減免申請書」に改め、同条第 2 項中「前項の申請書」を「利用許可兼減免申請書」に改める。

第 4 条第 1 項中「浜田市金城高齢者生活福祉センター利用許可兼利用料減免決定通知書」を「浜田市さんあいホーム利用許可兼利用料減免決定通知書」に改める。

第 6 条中「第 10 条第 2 号」を「第 8 条第 1 号」に、「浜田市金城高齢者生活福祉センター居住入居利用許可申請書」を「浜田市さんあいホーム居住入居利用許可申請書」に改める。

第 7 条第 1 項中「浜田市金城高齢者生活福祉センター居住入居利用許可書」を「浜田市さんあいホーム居住入居利用許可書」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 17 条」を「第 15 条」に改める。

第 10 条中「第 20 条」を「第 18 条」に、「浜田市金城高齢者福祉センター損傷紛失届」を「浜田市さんあいホーム損傷紛失届」に改める。

別表第 2 号ただし書中「第 3 条第 4 号」を「第 2 条第 3 号」に改める。

様式第 1 号中「浜田市金城高齢者生活福祉センター利用許可兼利用料減免申請書」を「浜田市さんあいホーム利用許可兼利用料減免申請書」に改め、「(以下は記入不要です。)」を削る。

様式第 2 号中「浜田市金城高齢者生活福祉センター利用許可兼利用料減免決定通知書」を「浜田市さんあいホーム利用許可兼利用料減免決定通知書」

に、「浜田市金城高齢者生活福祉センターの」を「浜田市さんあいホームの」に改める。

様式第3号中「浜田市金城高齢者生活福祉センター居住入居利用許可申請書」を「浜田市さんあいホーム居住入居利用許可申請書」に改める。

様式第5号中「浜田市金城高齢者生活福祉センター」を「浜田市さんあいホーム」に改める。

様式第7号中

「

年　　月　　日

を

様

」

「

許　可　番　号

年　　月　　日　　に、

様

」

「浜田市金城高齢者生活福祉センター居住入居利用許可書」を「浜田市さんあいホーム居住入居利用許可書」に改める。

様式第8号中「浜田市金城高齢者福祉センター損傷紛失届」を「浜田市さんあいホーム損傷紛失届」に、「浜田市金城高齢者生活福祉センターの」を「浜田市さんあいホームの」に改める。

附　則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。